様式第十六号(第二十八条関係)

(表面)

児 童 扶 養 手 当 受 給 資 格 調 査 員 証

第　　号

写

真

官　　職
又は職名

氏　　名

生年月日

児童扶養手当法第29条に定める当該職員であることを証する。

年　　月　　日交付
年　　月　　日限り有効

印

都 道 府 県 知 事 (福 祉 事 務 所 長)

市　町　村　長 (福 祉 事 務 所 長)

(裏面)

児童扶養手当法(抄)

(支給の制限)

第14条　手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

1　受給資格者が、正当な理由がなくて、第29条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。

2　受給資格者が、正当な理由がなくて、第29条第2項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。

3　受給資格者が、当該児童の監護又は養育を著しく怠つているとき。

4・5　(略)

(調査)

第29条　都道府県知事等は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無及び手当の額の決定のために必要な事項に関する書類(当該児童の父又は母が支払つた当該児童の養育に必要な費用に関するものを含む。)その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し、受給資格者、当該児童その他の関係人に質問させることができる。

2　都道府県知事等は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、第3条第1項若しくは第4条第1項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあることにより、手当の支給が行われる児童若しくは児童の父若しくは母につき、その指定する医師の診断を受けさせるべきことを命じ、又は当該職員をしてその者の障害の状態を診断させることができる。

3　前2項の規定によつて質問又は診断を行なう当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

注意

1　この調査員証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

2　この調査員証は、有効期間が経過し、又は不要となつたときは、速やかに、返還しなければならない。

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。

2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。